

第七回国会 内閣委員会 議 録 第二十号

(七六〇)

昭和二十五年四月二十五日(火曜日)

午後一時四十三分開議

出席委員

委員長 鈴木 明良君

理事 江花 靜君 理事 小川原政信君

理事 鈴木 義男君 理事 木村 榮君

理事 船田 亨二君

池田正之輔君 岡田 五郎君

佐々木盛雄君 首藤 新八君

田中伊三次君 渡邊 良夫君

松岡 駒吉君

出席國務大臣 國務大臣 本多 市郎君

國務大臣 山口喜久一郎君

出席政府委員

大藏事務員(理) 吉田 信邦君

大藏事務員(國) 正示啓次郎君

大藏事務員(長) 海上保安庁長官 大久保武雄君

海上保安庁次長 稻垣 次郎君

中央経済調査 奥村 重正君

経済調査官 木村 武君

(中央経済調査) 庁監査部長

委員外の出席者

議員 受田 新吉君

議員 松澤 兼人君

專門員 龜井川 浩君

專門員 小関 紹夫君

四月二十日

委員岡西明貞君、黒澤富次郎君、田中不破三君、田淵光一君及び松本善壽君辭任につき、その補欠として井上知治君、田中萬逸君、坪川信三君、牧野寛索君及び水田三喜男君が

議長の指名で委員に選任された。

同月二十一日

委員飯塚定輔君及び首藤新八君辭任につき、その補欠として根本龍太郎君及び佐藤榮作君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十四日

委員江花靜君辭任につき、その補欠として田中伊三次君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十五日

委員井上知治君、坂本實君、佐藤榮作君、坪川信三君、奈良治二君及び水田三喜男君辭任につき、その補欠として江花靜君、渡邊良夫君、首藤新八君、池田正之輔君、岡田五郎君及び佐々木盛雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

江花靜君及び木村榮君が理事に補欠當選した。

四月二十一日

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案(受田新吉君提出、衆法第二〇号)

同月二十二日

地方財政委員会設置法案(内閣提出第一八〇号)

同月二十一日

傷い軍人軍属に対する恩給制度改正の諸願(大内一郎君紹介)(第二八〇七号)

元軍人の恩給復活に関する諸願(庄司一郎君紹介)(第二八五五号)

の審査を本委員会に付託された。

同月二十日

水産省設置の陳情書(千葉県漁業協同組合連合会長平野松藏外一名)(第三八三二号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

理事の互選

連合審査会開会に関する件

海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六六号)

経済調査庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六七号)

大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七六号)

地方財政委員会設置法案(内閣提出第一八〇号)

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案(受田新吉君提出、衆法第二〇号)

〇鈴木委員長 これより会議を開きます。

本日の日程に入ります前に、理事の補欠選任を行います。江花靜君及び木村榮君が委員を辭任せられ、再び委員に補欠選任された。つきましては理事の補欠選任を行います。委員長に御一任をお願いいたします。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と答へる者あり

〇鈴木委員長 御異議なければ、江花靜君及び木村榮君を理事に指名いたします。

〇鈴木委員長 本日はまず去る四月二

十一日本委員会に付託せられました受田新吉君提出にかかる引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案について、提案者に趣旨弁明をお願いいたします。受田新吉君。

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和二十五年四月二十日

提出者 受田 新吉

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案

引揚同胞対策審議会設置法(昭和二十三年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。

第七條中「施行の後二年」を「施行の後三年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〇受田新吉君 ただいま議題に上せていただきました引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案の提案者として、その趣旨弁明をいたします。

この引揚同胞対策審議会が設置されましたのは、御承知の通り第二国会で満場一致決議されました引揚同胞対策に関する決議案の趣旨に基づきまして、特に引揚げ促進の問題、遺家族、留守家族の援護の問題、帰還者の更生対策としての就労、就農、医療等に関する問題、帰還者の在外資産の問題、そのほか帰還同胞に関する諸般の事項を特

に審議会によつて審議するというものであります。ところが当時この引揚げ問題は年内に引揚げが完了するという目標のもとに、最後の段階における引揚げ対策として、この決議の趣旨に基づいて審議会ができたのであります。が、結果として引揚げが完了せず、昨年この件につきましては年内に完了という目標でやつたにみづから、なお完了しないので、今年に持越され、先般ソ連政府の権限を委譲されたタス通信は、遂に最終段階の数字として、引揚げは完了した、戦犯者が二千数百名と病人が九名残つていただけであるという報道がされております。しかし結果から見ると、依然としてまだ引揚げが完了していないわけでありまして、この数字によつてもなお二千有余名と、病人も残つておるといふことなのであります。ところが渉外局の発表を見ますと、三十数万人の者がまだ残つておるのであります。その大きな食い違いに対して、国民は非常に疑惑を抱いておつたのであります。ただいまも私ソ連大使館へ引揚げ促進の陳情を試みて掃つたばかりであります。ソ連当局も、タス通信は正式な政府声明であるから、これ以上皆様に申し上げることではないというお話があつたのであります。けれども、ソ連の発表によつても、残留者がまだ戦犯その他二千数百名おることはつきりしておるのであります。その引揚げが完了するまゝという問題と、もう一つは、渉外局の発表によつて、中共地区その他にも

相当の者が残つておられることもはつきりしておるでありますから、そういう在外同胞の引揚げ促進という問題はまだ完了しておらぬのであります。ところがこの審議会は、このままで行きますと、この八月三十一日をもつて期限が切れるのであります。この国会がもはや残り少なくなつた今日、臨時国会を期待することも今のところ考えられないことだし、この際国会の終末にあたつて、たいへん皆様にも御むりでありまして、この審議会を一年間延長するといふ、附則の第七條の規定を改正する法律案を提出して、皆様の御審議をいただきたいと思ふ次第であります。

特にこの引揚げ問題は、引揚げ促進と同時に、引揚げた後における更生対策とか、在外資産の問題とか、まだまだたくさん問題があるものであります。て、こういう問題をひつくるめて引揚げ同胞対策審議会で最後の努力をしてもらうといふ必要がある。こういうふうにかえまして、皆様の御支持をいただきたいと思ふ次第であります。特に引揚げ同胞対策について努力して来た責任者の一人として、この法案を提出し、最後の一人に至るまで引揚げが完了するまで、国民は総力をあげてその人たちに愛の手を差伸べてやる、これは政治家の責任であります。またこちらに引揚げて来られた方々に對しても、われわれの愛の政治の力によつてこれを救つてあげるといふ点からも、この引揚げ同胞対策審議会が、もはや最終の段階の引揚げであるから八月でいいじゃないかといふ意見も一部にあります。が、しかしながら最後の一人にまでわれわれの眞の大家政治を実現すると

いう意味からは、どうしてももう一年間延長して、この問題の解決までわれわれの誠意を盡して政治力をこころいところにも及ぼすといふ努力が必要だと思ひまして、くれぐれもこれに御賛同をいただくことをお願いする次第であります。

簡單であります。この法律案の改正の内容について、私の所見を加えまして趣旨を申し上げた次第であります。何とぞ御賛同をいただきまして、この案が法律として通りますようにお願い申し上げたいと思ひます。

○鈴木委員長 これにて提案者の趣旨を明瞭にいたしました。御質疑はありますせんか。

○江花委員 提案者にあつたと伺いますが、この審議会の予算の概要を御説明願ひたい。

○愛田新吉君 この予算は最初の出発にあたりまして、一年八十万円をもつて計上されて来たのであります。そしてそこに掲げたように、委員も各方面の関係者がこれに関係しておるのでありますし、会長は厚生大臣がなるといふのでありますので、経費の点においては非常に節約もできる立場にあるのであります。ところが八十万円の予算的措置が当然法律の通過とともに起つて来ると思ひますが、この点についても皆様のいろいろ御質問をいただくと思ひます。

○江花委員 提案者の御説明によりますと、八十万円の予算はそうたいしたものではないと思ひますが、ここに第五條の第一項の終りであります。その他の職員若干名とありますが、これはあまり大げさに定員を置くといふ

ようなことも必要ではないかもしれませんが、引揚げの仕事が必要だとこの法律で認めたといふことになりまして、若干名といふと、一万名と言つても、そんなことはないでしょうが、へりくつを言えばさういふことになりま。やはり一応何人以内といふようなことまで嚴重に考える必要はないか、この点どういふ御意見ですか。

○愛田新吉君 これは何名とはつきり人数、人員を規定するといふことでなくて、現実には職員はほとんど置かれないのではないと思ひます。これは厚生省の関係者の御出席があると非常に都合なものであります。今のところ事務はその他の関係各省、特に厚生省関係の人が兼務でサービスをやつておるといふふうに私は考へておるのであります。その点ここにはつきりした人員を規定することは必要はない。若干名としても予算に影響するやうな結果にはなつて来ないのであります。

○鈴木委員長 他に御質疑はありませんか。御質疑がなければ、次に去る四月二十二日付託されました地方財政委員会設置法案を議題といたし、政府の提案理由の説明を求めます。本多國務大臣。

地方財政委員会設置法案 地方財政委員会設置法

(目的)

第一條 この法律は、地方財政委員会の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 内閣総理大臣の所轄の下に、地方財政委員会(以下「委員会」といふ。)を設置する。

(所掌事務)

第三條 委員会は、国、都道府県及び市町村相互の間における財政の調整を促進することにより、地方自治の本旨の実現に資することを目的として、左の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 地方財政平衡交付金の総額を見積り、各地方公共団体に交付すべき交付金の額を決定し、その他地方公共団体の財政の運営に關し助言すること。

二 法定外普通税の新設又は変更を許可し、その他地方公共団体の税制の運営に關し助言すること。

三 国、都道府県及び市町村相互の間における財政の調整に關し、調査し、研究し、及び関係機関に對し意見を申し出ること。

四 地方公共団体の財政に關し、資料を収集し、統計を作成し、調査し、及び研究すること。

(権限)

第四條 委員会は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左の各号に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(これに基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴收し、及び所掌事

務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品又は研究用資材等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員に免及賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のために必要な施設をし、及び管理すること。

八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に關する統計及び調査資料を収集し、頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十一 委員会の公印を制定すること。

十二 毎年度分として交付すべき地方財政平衡交付金の総額を見積り、各地方公共団体に交付すべき交付金の額を決定し、及びこれを交付すること。

十三 地方財政平衡交付金の額の算定の基礎についての地方公共団体の審査の請求を受理し、及びこれを審査すること。

十四 地方公共団体の課税権の帰属その他地方税法(昭和二十五年法律第 号)の規定の適用に關し地方公共団体の長が意見を具にする場合において、決定すること。

- 十五 附加価値税の課税標準とすべき附加価値の分割に関する更正又は決定について、主たる事務所又は事務所所在地の都道府県知事に対して、指示をすること。
- 十六 市町村が行う市町村民税の課税標準とすべき所得及び所得税額の変更に、許可を與えること。
- 十七 固定資産税の課税標準とすべき固定資産の価格の評價について、技術的援助及び助言を與えること。
- 十八 農地に対する固定資産税の課税標準とすべき農地の価格に關する倍數を決定すること。
- 十九 地方公共団体の法定外普通税の新設又は変更を許可すること。
- 二十 地方債の發行に關して許可を與えること。
- 二十一 当せん金附証券を発売することができ都市を指定し、及び地方公共団体の行う当せん金附証券の発売を許可すること。
- 二十二 地方競馬を行うことができる都市を指定すること。
- 二十三 自転車競技を行うことのできる市町村を指定すること。
- 二十四 国、都道府県及び市町村相互の間における財政及びこれに影響を及ぼす諸關係の調整について、内閣及び關係機關に対し、並びに内閣を経由して国会に対し、意見を申し出ること。
- 二十五 法令により委員会に屬せしめられた権限の行使について、關係地方公共団体について聽聞をすること。

- 二十六 關係行政機關及び地方公共団体に対し、地方財政に關し、必要な資料の提出を求め、及び報告をさせること。
- 二十七 前各号に掲げるものの外、法律（これに基き命令を含む。）に基き、委員会に屬せしめられた権限
- 2 この法律により、委員会が処理する権限を與えられた事項については、委員会の決定及び処分は、その定める手続により、委員会のみによつて審査される。
- 3 前項の規定は、法律問題について、裁判所に訴出する権利に影響を及ぼすものではない。
- （組織）
- 第五條 委員会は、委員五人をもつて組織する。
- 2 委員は、地方自治に關し優れた識見を有する者のうちから、兩議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する。
- 3 前項の委員のうちには、左に掲げる者を含まなければならない。
- 一 全国の都道府県知事の連合組織が推薦した者 一人
- 二 全国の市長の連合組織が推薦した者 一人
- 三 全国の町村長の連合組織が推薦した者 一人
- 4 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために兩議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第二項の規定にかかわらず、地方自治に關し優れた識見を有する者のうちから、委員を任命することができ、最初の国会で、兩議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、兩議院の事後の承認を得ることができないときは、内閣総理大臣は、その委員を罷免しなければならない。
- （委員の任期）
- 第六條 委員の任期は、三年とする。
- 2 委員は、再任されることができ、
- （委員の罷免）
- 第七條 委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中の意に反して罷免されることがない。
- 一 心身の故障のため職務を遂行するに堪えないとき。
- 二 職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があるとき。
- 2 委員が前項各号の一に該当すると認められるときは、内閣総理大臣は、兩議院の同意を得て、これを罷免することができる。この場合において、第五條第三項の委員については、あらかじめ、それぞれ当該委員を推薦した地方公共団体の連合組織の意見を聴かなければならない。
- （委員長）
- 第八條 委員長は、委員のうちから互選する。
- 2 委員長は、委員会の会務を總理し、委員会を代表する。

- 3 委員会は、あらかじめ、委員のうちから委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。
- （会務の決定）
- 第九條 委員会は、委員三人以上の同意をもつて、会務を決する。
- 2 前項に掲げるものを除く外、会務の決定に關し必要な事項は、委員会が定める。
- （委員の給與）
- 第十條 委員の給與は、別に法律で定める。
- （地方財政委員会規則）
- 第十一條 委員会は、その所掌する事務について、法律若しくは政令の規定を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、地方財政委員会規則を制定することができる。
- 2 前項の規則は、官報をもつて公布しなければならない。
- （聽聞）
- 第十二條 委員会は、その権限を行使するに關して必要があると認めるときは、關係地方公共団体について聽聞をすることができる。
- 2 委員会は、その行つた決定又は処分について關係地方公共団体が充分な証拠を添えて、衡平又は公正を欠くものがある旨を申し出たときは、公開による聽聞を行わなければならない。
- 3 委員会は、前二項の聽聞を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭及び意見を求めることができる。
- 4 委員会は、第二項の聽聞の結果、同項の申出に正当な理由がある

- と認めるときは、当該決定又は処分を取消し、又は変更しなければならない。
- 5 前三項に定めるものを除く外、聽聞の手続その他聽聞に關し必要な事項は、地方財政委員会規則で定める。
- （意見の申出）
- 第十三條 委員会は、国、都道府県及び市町村相互の間における財政及びこれに影響を及ぼす諸關係の調整について必要があると認めるときは、内閣及び關係機關に対し、並びに内閣を経由して国会に対し、意見を申し出ることができ、
- （地方財政に關する報告等）
- 第十四條 委員会は、毎年内閣及び内閣を経由して国会に対し、地方財政の情況について報告しなければならない。
- 2 前項の報告には、地方財政に關し改善すべき方策についての意見をつけるものとする。
- （予算）
- 第十五條 委員会は、毎會計年度の開始前に、次の會計年度においてその必要とする経費の見積に關する書類を作成し、これを国の予算に計上されるように内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 2 内閣は、委員会の経費の見積を減額した場合においては、委員会の要求に係る経費の見積について、その詳細を歳入歳出予算に附記して、これを国会に提出しなければならない。
- （事務局）
- 第十六條 委員会の事務局は、委員

会の事務を処理する。

2 事務局に、官房の外、左の二部を置く。

財務部

(官房の所掌事務)

第十七條 官房においては、左の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 職員職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三 委員長官印及び委員会印を管掌すること。

四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

六 国有財産及び物品を管理すること。

七 職員衛生、医療その他福利厚生に関すること。

八 調査及び統計に関すること。

九 行政の考査を行うこと。

十 広報に関すること。

十一 地方財政及び地方税に關し、圖書を刊行し、及び講習会を開催すること。

十二 地方財政委員会規則案の審査その他総合調整に関すること。

十三 前各号に掲げるものの外、委員会の所掌事務で他部の所掌に關しない事務に関すること。

(財務部の所掌事務)

第十八條 財務部においては、左の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 地方財政平衡交付金法(昭和

二十五年法律第 号)、地方

財政法(昭和二十三年法律第百

九号)、地方自治法(昭和二十二

年法律第六十七号)及びその他

の法律に基き委員会に属せしめ

られた地方財政に関する権限の

行使に関すること。

二 国、都道府県及び市町村相互

の間における財政関係の調整に

關する調査、研究及び意見の申

出に關すること。

三 地方財政に關し、調査研究を

行い、地方財政委員会規則案を

立案し、統計を作成し、その他

資料の収集及び配付を行うこ

と。

(財務部の所掌事務)

第十九條 財務部においては、左の

各号に掲げる事務をつかさどる。

一 地方税法及びその他の法律に

基き委員会に属せしめられた地

方税に關する権限の行使に關す

ること。

二 地方税に關し、調査研究を行

い、地方財政委員会規則案を立

案し、統計を作成し、その他資

料の収集及び配付を行うこと。

(事務局の職員)

第二十條 事務局の長は、事務局

長とする。事務局長は、委員会

の指揮監督を受け、事務局の事

務を掌

理する。

2 事務局における職員の任免、

昇任、懲戒その他人事管理に關

する事項については、国家公務員

法(昭和二十二年法律第二十号)

の定めるところによる。

(定員)

第二十一條 事務局に置かれる職員

の定員は、別に法律で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行

する。

2 第五條第二項の規定による委員

の任命のために必要な行為は、前

項の規定にかかわらず、この法律

施行前においても行うことができ

る。

3 この法律施行後最初の委員の全

員が任命されるまでの間は、第九

條第一項の規定にかかわらず、逐

次任命された委員だけで委員会の

会務を処理することができる。

4 委員会は、左の各号に掲げる事

項について調査研究し、その結果

に基いて、必要な事項を、この法

律施行後最初の国会の常会が開か

れるまでに、内閣及び内閣を經由

して国会に勧告しなければならな

い。

一 日本国有鉄道、日本専売公社

等に対し地方税を課さないこと

の可否その他地方税の免除の可

否に關すること。

二、固定資産税に係る市町村の債

権を担保する制度

三、各地方税について課税額の總

額と非課税額の總額との關係

四、地方税の非課税団体及び非課

税物件の範圍と国税の非課税団

体及び非課税物件の範圍との關

係

第五條第二項中「十一人」を「八人」

に改め、同項第一号及び第二号を削

り、同項第三号を第一号とし、以下

順次二号ずつ繰り上げ、同項第九号

中「四人」を「二人」に改め、同條第三

項を次のように改める。

第四條第二項中「十一人」を「八人」

に改め、同項第一号及び第二号を削

り、同項第三号を第一号とし、以下

順次二号ずつ繰り上げ、同項第九号

中「四人」を「二人」に改め、同條第三

項を次のように改める。

第六條第二項中「十一人」を「八人」

に改め、同項第一号及び第二号を削

り、同項第三号を第一号とし、以下

順次二号ずつ繰り上げ、同項第九号

中「四人」を「二人」に改め、同條第三

項を次のように改める。

第七條第二項中「十一人」を「八人」

に改め、同項第一号及び第二号を削

り、同項第三号を第一号とし、以下

順次二号ずつ繰り上げ、同項第九号

中「四人」を「二人」に改め、同條第三

第二百五十條中「所轄行政庁」を「地方財政委員会又は都道府県知事」に改める。

第二百五十二條中「所轄行政庁」を「都道府県にあつては内閣総理大臣、市町村にあつては都道府県知事」に改める。

7 地方財政法の一部を次のように改正する。

第二十一條及び第二十二條中「地方自治庁長官」を「地方財政委員会」に改める。

第二十七條第三項及び第四項中「内閣総理大臣」を「地方財政委員会」に改める。

第二十八條第二項及び第三項中「地方自治庁長官」を「地方財政委員会」に改める。

第三十二條中「内閣総理大臣」を「地方財政委員会」に改める。

8 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一「総理府の項」委員会の欄中「国家公安委員会」を「地方財政委員会」に改める。

9 当せん金附証書法（昭和二十三年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條中「内閣総理大臣」を「地方財政委員会」に改め、同條第一項後段を削る。

10 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「内閣総理大臣」を「地方財政委員会」に改める。

11 自動車競技法（昭和二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「主務大臣」を「地方財政委員会」に改める。

第二條の表「総理府の項」中「外国為替管理委員会」を「地方自治庁」に改め、同表合計の項中「一八七三、二二七人」を「一八七三、二九〇人」に改める。

13 総理府設置法（昭和二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七條中「国家公安委員会」を「地方財政委員会」に改める。

第十八條の表中「国家公安委員会」を「警察法（昭和二十二年法律第九十六号）に改める。

国家公安委員会
警察法（昭和二十二年法律第九十六号）
地方財政委員会
地方財政委員会設置法（昭和二十五年法律第二十号）

14 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

「地方自治委員等」を「全国選出議員選挙管理委員会委員等」に改める。

第一條第十号の次に次の一号を加える。

十の二 地方財政委員会委員
同條第十九号及び第二十号を次のように改める。

十九及び二十 削除

別表中「国家公安委員会委員」を「公正取引委員会委員」に改める。

12 「地方財政委員会」に改める。

行政機関定員法（昭和二十四年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「主務大臣」を「地方財政委員会」に改める。

第二條の表「総理府の項」中「外国為替管理委員会」を「地方自治庁」に改め、同表合計の項中「一八七三、二二七人」を「一八七三、二九〇人」に改める。

13 総理府設置法（昭和二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七條中「国家公安委員会」を「地方財政委員会」に改める。

第十八條の表中「国家公安委員会」を「警察法（昭和二十二年法律第九十六号）に改める。

国家公安委員会
警察法（昭和二十二年法律第九十六号）
地方財政委員会
地方財政委員会設置法（昭和二十五年法律第二十号）

14 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

「地方自治委員等」を「全国選出議員選挙管理委員会委員等」に改める。

第一條第十号の次に次の一号を加える。

十の二 地方財政委員会委員
同條第十九号及び第二十号を次のように改める。

十九及び二十 削除

別表中「国家公安委員会委員」を「公正取引委員会委員」に改める。

「地方財政委員会」に改める。

行政機関定員法（昭和二十四年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「主務大臣」を「地方財政委員会」に改める。

第二條の表「総理府の項」中「外国為替管理委員会」を「地方自治庁」に改め、同表合計の項中「一八七三、二二七人」を「一八七三、二九〇人」に改める。

13 総理府設置法（昭和二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七條中「国家公安委員会」を「地方財政委員会」に改める。

第十八條の表中「国家公安委員会」を「警察法（昭和二十二年法律第九十六号）に改める。

国家公安委員会
警察法（昭和二十二年法律第九十六号）
地方財政委員会
地方財政委員会設置法（昭和二十五年法律第二十号）

14 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

「地方自治委員等」を「全国選出議員選挙管理委員会委員等」に改める。

第一條第十号の次に次の一号を加える。

十の二 地方財政委員会委員
同條第十九号及び第二十号を次のように改める。

別表中「国家公安委員会委員」を「公正取引委員会委員」に改める。

「地方財政委員会」に改める。

行政機関定員法（昭和二十四年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「主務大臣」を「地方財政委員会」に改める。

第二條の表「総理府の項」中「外国為替管理委員会」を「地方自治庁」に改め、同表合計の項中「一八七三、二二七人」を「一八七三、二九〇人」に改める。

13 総理府設置法（昭和二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七條中「国家公安委員会」を「地方財政委員会」に改める。

第十八條の表中「国家公安委員会」を「警察法（昭和二十二年法律第九十六号）に改める。

国家公安委員会
警察法（昭和二十二年法律第九十六号）
地方財政委員会
地方財政委員会設置法（昭和二十五年法律第二十号）

14 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

「地方自治委員等」を「全国選出議員選挙管理委員会委員等」に改める。

第一條第十号の次に次の一号を加える。

十の二 地方財政委員会委員
同條第十九号及び第二十号を次のように改める。

別表中「国家公安委員会委員」を「公正取引委員会委員」に改める。

「地方財政委員会」に改める。

行政機関定員法（昭和二十四年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「主務大臣」を「地方財政委員会」に改める。

第二條の表「総理府の項」中「外国為替管理委員会」を「地方自治庁」に改め、同表合計の項中「一八七三、二二七人」を「一八七三、二九〇人」に改める。

13 総理府設置法（昭和二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七條中「国家公安委員会」を「地方財政委員会」に改める。

第十八條の表中「国家公安委員会」を「警察法（昭和二十二年法律第九十六号）に改める。

国家公安委員会
警察法（昭和二十二年法律第九十六号）
地方財政委員会
地方財政委員会設置法（昭和二十五年法律第二十号）

14 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

「地方自治委員等」を「全国選出議員選挙管理委員会委員等」に改める。

第一條第十号の次に次の一号を加える。

十の二 地方財政委員会委員
同條第十九号及び第二十号を次のように改める。

進し、地方財政に対する一方的な国家意思の支配を排除するとともに、国家財政と地方財政及び地方公共団体の財政相互間の調整をはからんとするものであります。換言いたしますならば、本委員会は、形式上は総理府の外局でありますが、相当広汎な独立権限を有し、地方税法、地方財政平衡交付金制度等、地方税財政制度の円滑なる運営確保の責めに任ずるとともに、地方税財政制度全般について絶えず必要な調査、研究を行い、必要事項については、随時あるいは国会及び内閣に意見を申出、あるいはまた関係機関に必要な助言を行い、もつて地方自治の進展に資するところあらんとするものであります。

その第二点は、委員会の組織であります。以上のような本委員会の任務の重要性と、特殊性格とに基き、本委員会は、地方自治に關しすぐれた識見を有する者について、内閣総理大臣が任命する五人の委員をもつて組織することとし、委員のうち三人は全国都道府県知事の連合組織、全国市長会の連合組織及び全国町村長会の連合組織がそれ／＼推薦した者を含まなければならぬこととし、その利益代表機関としての色彩を組織の上に強く反映せしめることとし、また委員の罷免につきましても、一定の分限規定を設けて、政府の一方的措置を排除いたしました。その独立性を強くし、地方公共団体の意思が国家により一方的に不当に抑圧せられることのないよう措置を講ずることとしたのであります。

その第三点は、委員会の持つべき権限であります。本委員会の権限といたしましては、委員会設置の趣旨にかん

がみ、従来内閣総理大臣の権限に属しておりました地方税財政に關する諸権限のうち、地方税財政制度に關する法律案の企画立案権を除き、他はすべてあげてこれを本委員会に委譲することとし、その独立性を強化するため、地方財政委員会規則の制定権及び委員会の所要経費確保に關する請求権を付與し、随時地方財政に關する必要な意見を国会、内閣及び関係機関に申し出る権限を與え、もつて、地方財政の状況を毎年国会及び内閣に報告する義務を課して、国会及び内閣との連絡の緊密化をはかり、聽聞の権限及び義務を規定してその業務運営の適正を期し、もつて地方公共団体の利益の正当なる擁護者たる地位の確保をはかつてゐるのであります。

その第四点は、委員会の事務局であります。地方財政委員会の持つべき性格と、その任務とにみれば、委員会に置かれる事務局としては、官房のほか財務部と税務部の二部とし、前者は地方財政平衡交付金法及び地方税關係法規を除く地方財政關係法令の施行の事務に當り、後者は地方税關係事務の執行に任ずることとしたのであります。

その第五点は、地方自治庁設置法の一部改正及びその他關係諸法令の一部改正であります。まず地方自治庁設置法の一部改正でありますが、地方財政委員会の設置に伴い、地方自治庁の任務及び所掌事務の範圍について変更が生じて参ります結果、本法案の附則において、地方自治庁設置法の一部に所要の改正を加へることとしたのであります。すなわち、第一に地方財政に關する強力な地方公共団体の利益

擁護機関として、本委員会が設置せられます結果、地方自治庁は、国と地方公共団体相互間の連絡機関たることを主要性格とし、地方行政及び地方公務員制度に關する法令案の立案に當るとともに、あわせて地方自治に關する内閣総理大臣の権限行使の補佐に當ることをもつてその任務とすることとし、地方財政委員会と相並び長短相補いつつ、地方自治確立の推進に邁進することとしたのであります。

第二に、従来地方公共団体の利益擁護の任務を持つておりました地方自治委員會議は、新たに強力な地方公共団体の利益擁護機関たる地方財政委員会を設置することとなり、また結果、その性格を地方自治庁の諮問機関に改め、その構成人員もその性格にふさわしいものに改正することとしたのであります。

第三に、その事務局であります。が、財政部關係事務の大幅な地方財政委員会への委譲に伴い、従来の部制はこれを廢止し、簡素かつ能率的な構成をとることとしたのであります。最後に地方自治法、地方財政法等その他の諸法律の改正であります。地方財政委員会の設置によりまして、既存の諸法律中に規定せられております内閣総理大臣及び地方自治庁長官の地方財政に關する諸権限のうち、相当部分が地方財政委員会に委譲せられます結果、本法案の附則におきまして必要事項を改正し、字句の整備を行つたのであります。

以上が、本法案の提案の理由及びその内容の概略であります。なお最後に本委員会の設置の時期について一言申し述べておきたいと存じます。本委員

員会の設置は、今回断行せんといはれております地方税制度の改正、地方財政平衡交付金制度の実施と一体不可分のものでありまして、当初これら諸改革の実施と同じく、本年四月一日発足を目標としたのであります。ところが、關係諸方面との折衝に意外の目時を費さざるを得ないこととなり、また結果、予想外に提案を遅延いたさざるを得ないこととなつたのであります。もとより法案成立の上は、ただちに発足いたすべく準備を怠るものではないと思いますが、何とぞその間の事情をとくと御了承の上、慎重御審議を重ねられ、すみやかに御議決あらんことをお願いいたす次第であります。

○鈴木委員長 これにて政府の提案理由の説明は終了いたしました。御質疑はありますか。――御質疑がなければこの際お諮りいたします。本案について地方行政委員会より連合審査を開きたい旨の申出がありますので、地方行政委員会と連合審査を開きたいと思ひますが、御異議はありますか。――「異議なし」と呼ぶ者あり。

○鈴木委員長 御異議がなければさうとりはからいます。

○鈴木委員長 次にこの際經濟調査庁法の一部を改正する法律案について、山口國務大臣より意見を求めたいと存じます。

○山口國務大臣 ただいま突然委員長より意見をいうことであります。が、政府としては原案通り御承認をいたしたいのであります。承るところによれば、建設委員会の方から本法案の第一條の二の「經濟調査庁は、前條に規定する事務の外、特別調査及び法

令による公団の業務の調査及び經理の監査を行うことができる。」この條項について特別調査庁という字句を除外するかのとき御意見があつたように承つておるのであります。が、特別調査庁の所管大臣として、御承知のごとく特別調査庁が総理府の外局として、独立の官庁のごとく見受けられるのであります。私が總理にかつて特別調査庁の所管大臣をいたしておるような次第であります。この特別調査庁に對して經濟調査庁の方で、これが會計經理の監査をやるといふやうなことになる疑いがあるといふやうな意味も承つておるのであります。が、政府としてはさういふには解釈しないのであります。また今日まで特別調査庁の監査の結果が、重要所見として私の手元へ經濟調査庁から参つております。その報告によれば、特別調査庁の保管、調達解除物件の処理状況、こういうものに対しては精細な調査を行われておるのであります。御承知のごとく、すでに解除物件として売却拂つてもさうつかえないものが、昨年の十月の調査で約七十三億圓に上つております。またこれが保管料が月々五千七百円程度に上つておるのであります。こういうものをすみやかに処理することによつて、國家財政の一助ともなり、また月々六千万圓に上つておる保管料を拂つておるといふやうな問題に對する監路がどこにあるか、こういう点に直接監督する上においても、經濟調査庁のごとき機構がある限りにおきましては、この機能を十分發揮してもらふようにすることが、私の責任を全うす

るゆえんでもある、かように解釈をいたしておるような次第であります。またその他機構の改革に対する意見というような面についても、いろいろ意見を見出して参つております。また対連合軍との関係あるいはこれが調節、そういう問題とか、または要則の解除による物品の購入またはこれの売り拂いの経路というようなことに對して、詳細な説明も受けておるのであります。また売り値と比較にならないところの寄託価格をもつて購入しておるといふような点とか、その他各種の政府が行う行政上の措置に対するいろいろの意見も聴取しておるような次第であります。会計検査院と重複するではないかという御意見もごもつともであります。が、私の方といたしましては、会計経理の監査というよりもむしろ事務執行上に対する諸種のネットワークを見てもらう、いわゆる政府の行政上の手助けになつてもらう、こういう意味合いから、建設委員会において具申された御意見には、どうもわれ／＼としても同意いたしかねる点があるのであります。やはり第一條の二の「経済調査庁は、前條に規定する事務の外、特別調査及び経理の監査を行うことが出来る」というこの條項は、政府原案の通りお認めをいただきたい、かように存じておるような次第であります。

○鈴木委員長 何か御質疑はありますか。

○江花委員 山口大臣にひとつお教えを受けたいと思つてあります。内閣委員会の使命は、申すまでもなく、どうしても現業——現業と言つては、具体的に所掌事務を持つた方の委員会

なら、もちろん官庁はやはり仕事の効果を急ぐとか、あるいはいろいろな関係上やむを得ざる結果としてそれに与らわれ、そうしてついには法なり官庁なりの体系を逸脱したりするといふようなことになる。ある官庁が一つの仕事を強く効率的に上げようとするれば、やはり他の方に対して非常な障害を與えるといふようなことになることは御承知の通りであります。それを内閣委員会は、いわば調整するといふか、そういうことのないように、一つのパランスがとれるようにするのが大體的使命でありまして、具体的な法に従つての仕事の内容は内閣委員会にはないわけでありまして、機構とか制度とかいふことの番人であるわけでありまして、そういう意味で申し上げるのであります。が、従来官庁に對しましては、もちろん普通の私法人とかあるいは個人とかと違ひまして、いろいろの権限が付與されて特別な扱いを受けておるのであります。その点において、また世間一般にお役所のやることはといふことで、一応信頼を置いて今日まで来たわけでありまして、これを今日の言葉で言へば官庁の自主性と申しますか、そういうものを官庁に認められておるわけでありまして、そこで官庁の事務に對しての監査、監督あるいは指導といふような方面には、従来そういう機能を営むものとして広い意味において、第一に憲法にも認められておる会計検査院の制度があります。もう一つは御承知の通り、犯罪の疑いがあつたという場合には、司法権の発動がこにあるわけでありまして、もう一つは各主務大臣を最高とし、かつ中核とする普通の行政の長官の指揮監督権の問題で

あります。この三つでもつて役所を締めて来たのが従来の体系であるように私どもは理解するのであります。そこで今度経済調査庁というものを設けられて、さらにまたそれと並んで各官庁を統める——統めるという用語が、手をつけ、そういう制度を山口大臣は今後設けられる御意思があるのかどうか。そういう体系をおつくりになるのかどうか、それをお聞きしたい。

○山口國務大臣 ただいまのお説のごとく、本質的には経済調査庁といふようなものができることがいいか悪いかといふことには對しましては、私は江花君と意見を同一にいたしております。しかしながら、経済調査庁という制度がある限りにおきましては、特別調査庁のごとき、総理府の外局として直接國務大臣がその局長でない、いわゆる所管大臣としてこの業務を担当しておるといふようなことに相なりますれば、あくまでも所管大臣として国と国会に對しては十分の責任を負わなければなりません。しかし責任を負おうとするならば、またこの調査業務の全般にわたつても、これを知識する必要がある、またこれが改善あるいは機構の改革等に関しまして、将来ともいろいろみずからの意見を持つていなければなりません。こういう意味合いにおいて、私はただいま賠償庁の長官として、また特別調査庁は私が所管をいたしておるのであります。日々その業務に携わつていないわけでありまして、すべて特別調査庁の長官に委任しておるわけでありまして、しかしあくまでも国に對する責任は内閣すなわち私の方で負わなければならない次第であります。

す。こういう次第であつて、昨年以來特別調査庁の長官は國務大臣をもつて任ずるといふような行政組織法の一部を改正することを私は主張し、また考慮しておつたような次第であります。が、このことがまだ実現していない今日の場合にいたしましては、十分国及び国会に對する責任を果す意味においては、ただいま御指摘くださった條項は存置していただきたい、こう思う次第であります。会計検査院との関係においては、経済調査庁があるために、会計検査院の検査を受ける必要がないといふ場合においては、憲法違反といふ重大な問題が起り得るかもしれませんが、会計検査院と並行し、あるいはまた別途の意味において、この業務の実態を調査するといふようなことは、決して憲法に抵触するようなことはあり得ないと思つております。私としてはあくまでも所管事項に對する責任を負うために本條項を残していただく、これを有効に利用していただく、これだと思つております。また会計検査院においては、会計経理に對する検査が行われますので、私の方もまた経済調査庁とも連絡をとりまして、その会計検査院の行わる権能を侵さない他の面において、より多くの効果をあげたい、かように考へておる次第であります。

○江花委員 大臣のお氣持はよくわかるのであります。が、会計検査院と経済調査庁の今やうなところとしておる仕事、この相互の関連、あるいは権限の關係いかんといふようなことは、これは大體法律効果も運うようでありまして、またいろいろ／＼な調べ方も、多少りくつをつけられりくつのつけ得ることであり

ますが、ただ先ほど申し上げました通り、大臣は自分の仕事について国会に對して責任を非常にお感じになる、これはまことに當然であり、また敬意を表するものであります。しかし反面、さればといつて先ほど申し上げたように、内閣委員会としては單に省あるいは庁といふようなものの仕事の実効をあげたいといふだけの観点からは了承できないのであります。全体的な体系、従つて官庁の一つの職務権限の調整といふことに重点を置いて考える必要がありまして、今申し上げました通り、経済調査庁といふようなものは、極端に申し上げますれば私は思ひつきの案である、経済調査庁が今ほとんど統制が撤廃になつて仕事がなくなつて、若干そういう方に男ぶりをあけているから、さう／＼これを考へての方々に利用してやう／＼という考へ方、これも實際私は理論としては必ずしも悪いことであるとは思ひません。しかし再三申した通り、今日官庁に對する監督というが、監視というが、そういう面においては、国の予算については会計検査院がこれをやる、それから犯罪があつた場合には、捜査権の発動として司法権が発動せられる、最も大切なことは、本國長官が長官として責任を持つて自分の部内の職務を指揮監督する、従つて職員自身の指揮監督する、こういう大體三本建によつて今までの日本の官庁機構に對しての締りをつけて来たわけでありまして、もし経済調査庁といふようなものにそのことを許しますと、結果においては今度は四本建といふようなかっこうにもなる。さらにはかの官庁にもそういう全般的な監督といふようなことをやれ

ばやれるのだという例を開くことになり、相対的な立場から言え、相対的なことではなからうかと考えられるわけであり、今特別調査の監督については、やや上の方が國務大臣として責任を負いかねるようになつてゐるというところであり、これが、これまで研究した結果、政府に欠陥があればお改めになることが、けつこであると考えております。結局自分のほんとうの職責としてやらなければならぬ仕事を、ほかの方の借物を借りて来て責めをふさぐ、悪口を申せば、こういう結果にもなる。そういうふうになつては、せつかくわれ／＼の尊敬する苦勞人の國務大臣のお言葉とも思えない。ことに特別調査のめんどろを見ておられて、それをどうもおれの手に負えないから、経済調査庁を借りて来てやらせるのだというふうなふうにもとれる。そういうふうな便法で一つのことをイージー・ゴイグなやり方をするとすれば、われわれ内閣委員としての職責は立て通せんない。もしも長官一人の手では監督なり指導なりを負いきれないというのであれば、負われるような方法を専任の國務大臣なり何なり置いてやつてもらふ。これは自分の部隊を統率しきれぬから、ほかの方から借りて来て統率するということにも聞えるのでありまして、大臣のお言葉とも思えない、非常に残念に思ふわけであり、こういうことにつきましても、官庁は自主性を持つております。それゆゑにこそ先ほど申しました通り、一般の私の人や私の法人なんかと違つて、非常に広汎な重要な執務を許してゐるわけであり、これにも弊害はありましよう。

今日のようにいろ／＼なスキヤンダルが出て参りますればなおさら氣をまされるのはごもつともであります。しかし責任を感ぜられるあまり、実効を急がれることはなほはた妥当を欠く例だと思ひます。そういう考えを私は持つてゐます。もしどうしてもおやりにしたいとおつしやるならば、経済調査庁の職務権限、あるいは執務の内容といふものを相当大幅にかえなければならぬ。たとえば司法的な捜索的な目で仕事をしておる人が、同時に日本の行政ではまだたくさんはな、と思うのであります。そういう点、今のスタッフで初めてそういうことを全面的に法によつて認めていかうか、いろ／＼な問題もあつたので、相当重大だと思ひますが、大臣は強硬に今御主張になられるお氣持かどうかお伺ひしたい。

○山口國務大臣 いろ／＼御意見はごもつともなところがあるのであります。たとえば國家警察においても、所管大臣として通員國務大臣が担当してあります。この國家警察の方には、たとえば公安委員会があるというふうなことで、また緊密に通員大臣とも連絡をとつてあります。私の場合においては国会においては、私が全責任をもつて當らなければならぬ。その私に一人のスタッフもない、こういうふうなわけであり、またこれはごつとばらんに申し上げれば、この所管大臣は浮び上つておるような形であり、さうしますと、重大な責任を負わなければならない私といひましては、所管する事項については十分知悉しておかなければなりませんし、またその機

構の改善とかいふ面においても、相當の意見を持たなければならぬ。江花君が私の立場に立たれる日があれば、おそろく当然私と感を同じうするはずでありまして、むしろこの條項を存置するといふことについては、特別調査の、私を除く全員が反対であつたとしても、さういふ立場にあるのであります。私が長官をやつております賠償庁の立場——私は賠償庁の長官として日々業務にタッチいたしておるから、この経済調査庁を利用するといふようなことは必要を認めません。しかしながら、国会になつたらちよいちや、さういふ質問が出るかもしれない、さういふ質問を受けるというふうなことは、どうもおもしろくないのであります。だからおさらのこと、私としては、自己の責任を果すためにも必要である。しかしながら、江花君の言われるように、経済調査庁が本質的に必要であるかどうか、さういふことは、また議論は別個でありまして、私も、御説のごとく経済調査庁という制度の有無に關しては、また別個の意見を持つております。しかしながら経済調査庁といふような、私において非常に便利な機關がある以上は、この一部を利用したい、さういふことが、国会に對する私の責任感からしても、この條項は存置していただきたい、かように存する次第であります。

○鈴木委員長 他に御質疑はありませうか。——木村君。

○木村(榮)委員 これは経済調査庁の方にお聞きした方がいゝかもしれませうが、先ほど國務大臣が、経済調査庁が、その点はどうにお考えですか。

○山口國務大臣 どうもむづかしい御質問でございますが、私、先ほど江花君にお答えいたしました通り、経済調査庁を存置するまいやないやというところは、他の機会に論及もしてみたいと思ひます。しかしながら、経済調査庁が現在の段階においては、全然必要でないとは思ひます。かくのごとき機關が、漸次戦争經濟から戦後の經濟へ、つまり統制經濟あるいは計画經濟をやられておつたときから自由經濟に、漸次移行して行くという段階においては、この機能は漸減するといふようなことも當然であらうと思ひます。が、これを廢止する時期、方法等については、また他の適當な機会に意見を述べさせていただきます。今日の場合は少し飛躍し過ぎることではないかと考えております。

○木村(榮)委員 特別調査及び公団の監督を行うことは、その仕事になつておるのですが、しかしこの前、油糧公団の不正なんかを調査委員会をやつてみますと、公団自体にだけ問題があるのではなくて、やはり外郭団体と申しましようか、他との連絡で、非常にその方がすぐわかる。だから経済調査庁は少くとも本来の任務の面でも、さういつたようなことをやろうと思へば相當やれます。しかしながら一向そのことをやつていない。しかもこの前の国会だつたと思ひますが、最近では経済調査庁は、仕事にまつたつておらぬじやないかと私が質問したら、いや、今は脱税の方のことを徹底的にやるやうに方向をかえたといふやうな御答弁があつたやうに記憶しております。

ところがこの間、私が大蔵委員会にお

いて高橋国税庁長官に、経済調査庁の

脱税の問題に対するあれは、大体どの

程度でできているかという質問をいたし

ましたら、あんなものはない一つも役立

たぬとあつさり言つておる。私は経済

調査庁が充足の当時から関係してあり

ますが、簡単に言えば実際からいへば

のです。金だけは普通の官僚よりも相

当多くなるのです。大体特別会計だか

ら多いのです。そして相当大きな機

構を持つておりながら、一向仕事にな

らない。油糧公団の例などを見まして

も、油糧公団自体よりも外郭団体がた

と存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員 御異議がなければさよ

うとはからいます。

○鈴木委員 次に海上保安庁法の

一部を改正する法律案、大蔵省設置法

の一部を改正する法律案を一括議題と

いたします。御異議はありませんか。

○木村(衆)委員 海上保安庁当局に

お尋ねいたしますが、この間中私の生

れ故郷の方、鳥取県の境港のことな

のですが、その監視艇を使つて宴会

をやつておつた。そこへ密貿易が何

の疑いがあるから、同警の方から連絡

したところが、きようはみなおらぬか

ころへ嚴重に抗議を申し込んだ。そ

して境の保安署の責任者が説明を出し

ておる。あなたの方がその両方を調査

をして答弁するのになつておるの

ですが、存せられぬ。しかも浜田じや

ないかという話は何もつてのほかであ

る。これは大蔵省の問題です。浜田じ

やない。境です。いなかの新聞を見て

ごらん下さい。大問題です。県の国警

の方で本省の方に抗議を申し込んでお

る。それに対して境の保安署長は、実

は人がいなかつた、こういうことを声

明しておる。ところが警察で地元民を

調査したところによると、その晩は美

ますと、実はまだ私の手元に報告が参

つておりません。十分調査いたしまし

て、責任を十分明確にいたしたい、か

ように考えております。なおまた船を

所要の場合に出さないとか、あるいは

そこに法規違反があるにかかわらず、

取締りをいたさないというふうなこと

は、全然ございせん、むしろ私ど

もの方は、いかに困難な場合におきま

しても出て行くということが最大の務

めでございます。常にその方針で指導

いたしておる次第でございます。

○首藤委員 海上保安庁の問題につ

きまして、すでに聞くべきものは聞い

うしてその理由は、他官庁との連絡上

便利であるというた一つのために大

阪に置くということでありますが、海

上保安そのものの本質的な運営から見

まして、どの点から検討いたしました

でも、神戸が適當であるということ

は、万人異論のないところだと考える

のであります。従つて今政府の言われ

たところの保安監部を大阪に置いて、

それで他官庁との行政上の事務の連絡

に当らせるといふことの方が適當じや

ないかと思ひますが、これに対して長

官はいかなる考えを持つておるか承り

たい。

九

味から他の官庁との連絡というのみであるならば、管区の事務を海上というに限定せずして、陸上、いわゆる他の官庁との連絡事務ということにする方が、本質的な業務の運営上において、はるかに効果的ではないかと考えますとともに、この海上保安本部が一種の司令部だということになりますれば、その指令はやはり本質的な業務に対するところの指令が重点的であると考えるのであります。かような点から考えましても、管区の業務の内容を多少構想をかえまして、他官庁との行政もこの管区にやらせるといふうにかえた方が適当だと思ひますが、なおかつ長官は自説を固持されるのであります。

○大久保政府委員 建前から申しますれば、管内全部を代表いたしまして、他官庁と折衝いたします場合には、これはやはり管区本部がいたしますことは、理のさすところであると考へられるのであります。ただ保安監部が実際の自分の部隊指揮を委任せられた行政分野の中におきまして、緊急の場合におきまして、他官庁と折衝するということとはあり得ると思ひます。

○首藤委員 この問題は一応あとまわしにしまして、さらにお聞きいたしたいと思ひますのは、聞くところによりますと、大阪に海上保安本部を設置する。それに予算を伴つていないのみならず、その予算は相当巨額の費用を必要とすると同つてありますが、国家経済の困難な折柄、しかも先ほどから申し述べておられます通り、本質的な業務をやるためには、神戸の方が大阪にまさること万々である。従つて、今日まで神戸に海上保安本部を置いたこと

も結局さうなあらゆる条件を考慮した結果、神戸が適当であるという断定のもとに、現に神戸に置かれておると思ふのであります。その常識を破つて、わざ／＼大阪に持つて行く。しかもそのために多額の国費を必要とすることを考えますと、一層大阪に移転することは不適当だと思ふのですが、はたして予算をいまだ伴つていないのであるかどうか、この点を一応承りたいと思ひます。

○大久保政府委員 現在大阪には海上保安庁の出先機関でありますところの、海上保安部がございまして、これが適当な建物がなく、現在大阪の港灣に多数分散いたしております関係もございまして、将来これらの改造経費をいまして、ごく若干の経費を予算化いたしておるわけでありまして、ただ管区本部自体の予算といたしましては、まだ成立はいたしてないわけでありまして、なおまたその他に管区本部を置きますにつきまして、若干の通信設備があるかと思ひますが、これも目下のごころは予算の成立はしてないものでございまして、国会の御協賛を経ましたならば、適当な機会に予算化いたしたいと存じておる次第であります。かような点もございまして大阪が適当とは存じますが、当分の間管区本部を神戸に置くというふうな附則でございまして、ありますやうな次第でございまして、

○首藤委員 附則で暫定的に神戸に置くというところから、一向支障がないというところから、私は神戸に置くという最後の決定を見たと思ふのです。が、しからば暫定的ということに言わずして、永久に置くということにした

方がはるかによいと思ひますが、いかがでございましょうか。

○大久保政府委員 私どももいたしましては、あらゆる設備が完備をいたしましたならば、他官庁との折衝につきましては、大阪の方が適当であるかと考えた次第でございまして、

○首藤委員 しからば将来予算がとれるか、とれないかわからないにもかかわらず、今ただちに大阪に設置するといふことは、いかにも常識的でないと思ふのであります。あくまでも大阪が適当であるというお考えがあるならば、将来予算を請求され、それが通過して、しかる後に大阪に移転するといふことにして、これを撤回する御意思があるかないか、これをお聞きしたいと思ひます。

○大久保政府委員 先ほど申しましたように、政府といたしましては、なるべく原案を承認願ひまして、原案で行きたいと考えております。

○首藤委員 運輸委員会の方で、この問題を慎重審議いたしました結果、運輸委員会としては神戸に本部を置くことが適当であるという修正に決定し、この修正案をこの委員会に提案しておるようですが、これは事実であるかどうか、委員長にお伺ひいたします。

○鈴木委員長 ただいまの首藤君の申出は事実であります。

○首藤委員 後ほどこの運輸委員会の修正意見はできるだけ尊重されて御討議願ひたいと思ひますが、同時に今までの政府側の御回答では満足できないのであります。これだけの理由で大阪に移転するといふことは、いかにも首肯できないのでありますから、私にはあくまでもこれには反対いたしたいと思ひます。

○岡田(五)委員 先ほど政府委員から管区保安本部は指令的に仕事をなさるのだ、こういうお話でありましたが、現在にございまして海上保安本部が、はたして指令的な事務をやつておるのかどうか、その点ちよつと承りたいと思ひます。

○大久保政府委員 現在の管区本部は、一つの特異的な存在を持つておりまして、先般別の委員会でもお答え申し上げたと思ひますが、海上保安庁の出発早々の際における諸般の定員その他の問題もございまして、たとえを同部がございまして、同時にその管区本部である原に對しましては、県の警察隊が別に存在しておるわけでありまして、この点が明確に分離をいたしまして、一つの管区本部で指令機関と実際の部隊の行動機関とはこれを分離した方が適当である、かような見解に立つておる次第であります。

○岡田(五)委員 現在の組織を拜見いたしますと、海上保安本部、その下に海上保安部というのが数箇所置いてありますやうであります。今度の改正案を見ますと、海上保安本部が管区本部になりまして、従来の海上保安部が海上保安監部となり、またその他の事務所といふことになるかのように私は考へておるのであります。しかもまた現在において相当指令的な仕事もし、また海

上保安本部がいわゆる政府委員の巧妙な言葉で言ひますと、機動的な動きをしておると考へるのであります。また指令機関としての本部の海上保安庁といふものが、全国的に指令的な事務を果し、また教育的なものについては管区本部、従来の海上保安本部がやるのではないかと、その下の実行機関の海上保安監部がいかに実行事務をやる、

こういうふうに私は考へるべきであつて、従来とはとんだかわりがない。従来の組織をそのまま使つてちよつともさしつかえない。ただ九あるのを六に減すではないか、かように私は考へるのではありませんが、地域の警戒区域、所管区域の異動のために中心地がずつて行つた、こういう説明ならばいいが、ただいづれの常用語のように、機動的にあるいは指令的という巧妙な抽象的な言葉をもつて、従来海上保安本部として神戸で十分機能を果し、またいわゆる政府委員の考へておられる指令的な、行政的な仕事をやるにしても、神戸からわざ／＼大阪に持つて行かれる適当な行政的な理由を私は全然納得できないのであります。

この点につきまして、いくら質問いたしましても、意見の相違ということになるのでありますから、次の質問に移りますが、過般新聞で拜見いたしますと、閣議決定といたしまして海上保安監部をどこそこに置くといふことを新聞に発表になつておりましたが、はたしてかような事実があるのかどうか、この点を承りたいと思ふのであります。

○大久保政府委員 海上保安管区本部のもとにおきます地方行政機関が、

地方自治法によりまして国会の御承認を得なければならぬ筋合いに相なっております。かような次第でありまして、先般海上保安監部以下すなわち海上保安庁の地方出張機関の設置予定につきまして、一応閣議決定を見た次第でございます。このうちの海上保安監部について申し上げます。海上保安監部は先ほど首藤委員に対してお答え申し上げましたように、相当地方的に広汎な数拠を所轄いたしまして、その海上における船舶部隊を使用する体制にいたしております。そこで私どもの原案でありますところの六管区制で参りますと、いろいろ本部を多くしたために起つて来る若干の支障もあるわけでございます。これをできるだけ監部の設置によつて補いたい、かような建前からいたしまして、監部を五箇所に設置することにいたしました次第でありまして、すなわち日本海方面におきましては、従来の新潟の管内について一監部を置く、舞鶴の管内に若干加えましたものに対して一監部を置く、それから名古屋の管内から静岡をとりましたものに対して一監部を置く、近畿地区について神戸に一監部を置く、並びに門司から山口県の半分及び豊後水道にかけまして、門司に一監部を置く、かような監部を置きまして同時に、その他の所要の地に海上保安部を置くということにいたしました次第であります。

○岡田(五)委員 横浜につきましてはどういうふうにお考えになつておられるでしょうか。
○大久保政府委員 政府の原案におきましては、横浜には第三管区の管区本部を置きまして、これとは別個に東京

湾の方面を所轄いたしますところの海上保安部を置くことにいたしました。この次第であります。
○岡田(五)委員 それでは海上保安監部の下に保安部をお置きになり、またそれと同格またはそれの下に従来のような保安署というものを置くことになるおつもりでありますかどうか。
○大久保政府委員 現在のところ海上保安管区本部の下に監部またはその他の事務所を置くということに相なつております。海上保安監部の下には警備駐在所または船舶検査事務所を置くというふうなことになるわけであります。

○岡田(五)委員 これで質問は終了しますが先だつての閣議決定はなさいましたのでございませうか。先ほど答弁がはつきりしなかつたようですが。
○大久保政府委員 閣議決定はいたしたわけであります。
○岡田(五)委員 その閣議決定は一応この政府原案が本国会に無修正のまま通るという前提のもとにおいて御決定になつたものとみなしますが、さようでございませうか。
○大久保政府委員 さようでござい

○鈴木委員長 この際お諮りいたします。松澤兼人君より委員外発言を求められておりますので、これを許しなさいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○鈴木委員長 御異議なければ発言を許します。松澤兼人君。
○松澤兼人君 お許しを得まして簡単に二、三御質問申し上げたいと思ひます。第一にお聞きしたいことは、従来の質問で明らかになつてゐるかと思ふのでありますが、管区本部と、それ

から現在の海上保安本部との機構及び運営の面においてどの程度まで権限が違ふのか、その点であります。
○大久保政府委員 今度の管区本部と従来の海上保安本部との違いと申しまゝすと、本質的にはないのでございませうけれども、先ほど御説明申し上げましたように、現在の本部は全般的指示機関であると同時に、その当該地域における実際の行動機関であつたのでありますけれども、新しく設置しようといはれておりますところの管区本部は、行動機関ではなくて、これは指示機関である、この点が違ふ点でございませう。

○松澤兼人君 そういたしますと、管区本部におきましては現業的な仕事というものはないか、あるいはほとんどない、そういうふうにご理解できるかどうかありますが、さうでありますか。
○大久保政府委員 第一のお尋ねの管区本部に現業ありやという点は、先ほど申し上げましたように、これが船舶の行動機関であるという意味においては、現業ではないのであります。
第二のお尋ねの点は国警の管区本部と大体同じ立て方でございます。

○松澤兼人君 次に御尋ねしたいことは、結局これは地方的な問題になると思ふのでありますが、われ／＼聞いておりますところによりますと、大阪港は人工の港灣であつて、施設も十分できておられますことは聞いておりますが、しかし西風が吹きますと荷役が非常に困難であるというふうなことも聞いてゐるのであります。そこで最

も必要である、たとえば暴風雨、あるいは非常に波が高いとか、あるいは高潮であるとかいつたような、現業的な活動が最も必要であるときに船を出すことができないといったような欠点があるのではないかと思ふのであります。が、そういう事実はございませうかどうか。
○大久保政府委員 大阪港が場所的に西風に弱いということは御説の通りであります。ただ管区本部は自分自体が行動機関ではございませんで、自分自体ですべて大阪にこれを集結して、これを大阪より運用する、かようなことはないのであります。全体の管内の貿易の諸情勢を総合いたしまして、全体の運用をする、かような次第でございませう。

○松澤兼人君 大体におきまして地方の出先機関は大阪に集中せられるというところは当然でありまして、地方的な問題としては然しでもそれはあたりまえのことだと思ふのであります。港灣もしくは海上警備その他遭難というやうな面におきましては、これはやはりどうしても外国貿易があり、神戸に、管区本部なり、あるいは相当実力のある海上保安機構というものを置くことが常識的に申してみてもたれしも納得が行くことだと思ふのであります。それをなす自然な条件が非常に悪い大阪に置かなければならぬかという点がどうしても納得が行かないのであります。大久保長官は各官庁との連絡ということを言われておられるわけでありま

すが、しかしそれはあるかも知れませんが、しかしこの海に關する限りにおきましては、直接陸上の諸機関とそれほどの大きな密接な關係というものがあ

るわけではなく、率直に考えてみますならば、神戸が管区本部を置くのに最も適当な場所であるということをよく了解ができてゐるわけですが、大久保長官に重ねてその点についてひとつ御表明を願ひたいと思ひます。

○大久保政府委員 神戸港が港として非常に優秀な港でありますことは、松澤議員とまつたく御同感でございます。かような次第でございまして、大阪には管区本部を置きまして、総合的な指令をし、これを運用する上において、実際海上部隊を行動的に指令し、運用する実力機関は神戸に設置をいたしまして、神戸に海上保安監部を置く。かようなふうな現業についてはいたした次第でございませう。

○松澤兼人君 その点がどうもよくわからないのであります。現在あるものを少しふくらまして、管区的な機構を充実させるということだけでいいのであつて、今ある設備なり、あるいは機能なりというものを、管区に分だけ大阪に持つて行つて、そして監部だけを神戸に残しておく。地理的な關係から言つても、現場がそれだけ離れてお

ることは出動連絡等にもきわめて不便になつて来る。だからもし必要があるならば、現在のままこの機構を拡充して、管区本部的な仕事をさせることが最も適当である。わざ／＼管区本部を大阪に持つて行つて、監部を神戸に置いておくというところは、どうものみだめないのでありますが、いかがでしょうか。
○大久保政府委員 神戸大阪間の連絡が不十分であるという御意見に対しましては、現在ただちに移管いたしましたし、これは即刻にはお示しの通り連絡が不十分であると考えて

おります。そこで政府といたしましては、大阪が適当な建物並びに通信設備を持ちまして、無線によつて全管内に指令連絡ができるまでは、これは移動が困難であると存じます。当分の間は管区本部としては神戸に置く、かように考へておる次第であります。

○松澤兼人君 最後に、完全な管区本部が大阪にできましたときには連絡が容易であるし、わけでもかまわないといふことは確かに了解できるのであります。しかし現在その設備なり、あるいはまた機能なりというものが神戸にあつて、有効に發揮されて、しかも大阪に持つて行くためには数千万円の予算も必要である場合におきまして、これをしうて大阪に持つて行くといふことは陸上の諸官庁との連絡という、それだけでありますならば、必ずしも大阪に持つて行かなければその機能が發揮できないといふふうには考えられないのであります。その点もはやここから先は意見の相違ということになるかもしれませんが、われ／＼はどうしても現在ある機構をもつと有効に發揮できるといふことが港湾の關係からいつても、設備の關係からいつても、現在の海上保安本部の神戸にありますものをふくらまして、管区本部的な役割を演ぜしめることが最も適當だ、こう考えますので、これは大久保長官に対する希望であります。同時に内閣委員会の諸公におかれまして、ひとつつけて神戸に管区本部を置かれるように御盡力を願ひたいと思ひます。ありがとうございます。

○鈴木委員長 他に御質疑はありませんか。――なければ本日はこの程度にいたし、明日午前十時より地方行政委

員会と連合審査会を開き、午後一時より内閣委員会を開きます。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時十七分散会

第七回国会衆議院内閣委員会議
録第十六号中正誤

頁 段 行 誤 正
一 三 三十四 加茂郡 賀茂郡